

国民健康保険被保険者証の

有効期限が変わります

（3月に発送する被保険者証の有効期限は

平成30年7月31日です）

▽変更内容

現在、被保険者証の有効期

限は3月31日となっておりま

すが、平成29年4月の更新

時は平成29年4月1日～平

成30年7月31日とします。

平成30年から、被保険者証

の更新時期は8月1日とな

ります。

▽変更理由

平成30年8月から、国民健

康保険被保険者証と高齢受

給者証の一体化を予定して

おり、被保険者証の有効期

限を高齢受給者証の有効期

限に合わせて必要があるた

めです。（現在、70～74歳

の被保険者の方は、医療機

関窓口で被保険者証と高齢

受給者証の2枚を提示して

いただいておりますが、平成

30年8月からは、カード型

の被保険者証兼高齢受給者

証1枚を提示していただく
ようになります。）

▽留意点

平成30年7月31日まで、70

～74歳の被保険者の方は、

これまで同様に、医療機関

窓口で被保険者証と高齢受

給者証の2枚を提示してく

ださい。

※問合せ先

住民生活課 保険年金係

☎92-7934



国民年金

特定期間・特例追納制度のお知らせ

国民年金の第3号被保険者
が、配偶者（第2号被保険者）

の退職や本人の収入増加等に

よって、扶養から外れた場合

には、第1号被保険者への切

替手続きが必要です。

この切替手続きが2年以上

遅れ、国民年金保険料の納付

ができなかった期間について

は、「特定期間該当届」を提

出することで、年金を受け取

るための受給資格期間に算入
することができます。

また、届出によって特定期

間とされた期間については、

平成30年3月31日まで、保険

料を特例追納することで年金

額が増える場合があります。

（すでに年金を受け取ってい

る方は、特例追納しても年

金額が増えない場合があります。

国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付に
は、口座振替が利用できます。

口座振替には、当月分保険料

を当月末に振替納付をするこ

とで、月々50円割引される早

割制度や、現金納付より割引

額が多い6か月前納、1年前

納、2年前納もあり、大変お

得です。口座振替を希望され

る方は、納付書又は年金手帳、

通帳、金融機関届出印を持参

の上、ご希望の金融機関又は

佐賀年金事務所にお申し出く

ださい。

※問合せ先 佐賀年金事務所

☎0952-31-4191

品川内科クリニック

◆東明館中学校学校医
◆久留米大学医学部非常勤講師

◆診療時間

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00～12:00	●	●	●	●	●	●	●
14:00～18:00	●	●	●	●	●	●	●

土曜は12:30まで診療

◆診療科目：
内科、消化器内科、小児科

・胃カメラ
・高血圧・糖尿病
・各種健診

◆休診日：
土曜日午後、日曜日、祝日



お問合せ

☎0942-85-8334

〒841-0005 佐賀県鳥栖市弥生が丘5丁目222番地

<http://www.shinagawa-c.com>

有料広告